

○総務省告示第四百三十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。
		改 正 前	「同上」
一	情報セキュリティの確保のための方針に関すること	(1) 情報セキュリティ確保のための基本方針の策定 (2) 及び見直しに関すること。 (3) 不正アクセス等への対処を定めた危機管理計画の策定及び見直しに関すること。	「新設」
二	〔略〕	(1) 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。 (2) 情報漏えい防止対策に関すること。 (3) 外部委託時の情報セキュリティ対策に関すること。	「同上」
三	〔略〕	(4) サイバー攻撃への対処に関すること。 (5) 情報セキュリティに関する最新の技術情報等を踏まえた情報セキュリティ対策の見直しに関すること。 (6) 定期的な監査の実施に関すること。 (7) 監査結果を踏まえた情報セキュリティ対策全体の見直しに関すること。 (8) サプライチェーンリスクを考慮した対策に関すること。	「新設」
四	情報セキュリティ対策に関すること	(1) 防犯管理の手順化に関すること。 (2) 防犯装置の定期的な保全点検に関すること。	「同上」
五	〔略〕		
六	防犯対策に関すること		
七	〔略〕		
八	〔略〕		
九	〔新設〕		
十	〔同上〕		
十一	〔同上〕		

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。